

# 中高生の妊娠と学業継続に関する調査研究

## Research on Continuation of Schooling for Pregnancy Junior and Senior High School Students

姜 恩和  
(KANG Eunhwa)

### Abstract :

This study analyzes 59 cases in a survey on pregnancy and continuation of learning conducted in junior and senior high schools in Saitama, Mie, and Kumamoto. The aim of this study is to discuss schools' responses and issues regarding the continuation of schooling, as well as the support they should seek to provide.

The students were attending junior high school in 14 cases and senior high school in 35 cases. Approximately 90% of the pregnancies were with their current romantic partner. The continuation of schooling for pregnant students is affected by their pre-pregnancy academic motivation, the intentions of their parents, and other factors. Schools have struggled to deal with both the tangible and intangible aspects of the situation. A notice issued by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) in March 2018 sets out a policy that students should not be expelled from school due to pregnancy, but this notice is unenforceable. It is expected for the government to provide clear guidelines enabling students to continue their studies. Accordingly, it is important to focus on the effectiveness and challenges of transferring students to regular and correspondence high schools, together with the involvement of students, parents, and institutions other than schools.

**キーワード** : 生徒、妊娠、学校、学習意欲、学業継続

**Keywords** : students, pregnancy, schools, motivation to learn, continuation of learning

### I. 問題関心と研究目的

2015年11月に京都府立高校にて、妊娠3か月の3年生の女子生徒(18)が休学を勧められ、卒業するには補習として体育の実技を受けるよう求めている事案が、翌年の2016年6月に大きく報道された<sup>1)</sup>。京都府教育委員会の担当者は、学習指導要領に沿った形で、実技分の授業を実技以外でおさめることが可能であり、学校側の説明不足に尽きるとコメントしてい

る<sup>2)</sup>。注目すべき点は、当該学校副校長の「全日制では学業と出産・子育ての両立は難しいと考え、休学し通信制に移るよう勧めた。今回の事態を受け、今後妊娠した生徒への配慮を検討したい」というコメントである<sup>3)</sup>。この内容から、①全日制での学業と出産・子育ての両立は難しく、②通信制に移ることが望ましい、③妊娠した生徒への配慮事項については検討されていなかった、という3点が読み取れる。

文部科学省（2018）は、在学中の高校生が妊娠した場合、学校がどのような対応をしているのかについて初めて全国調査を実施し、その結果を2018年3月に公表した。2015年4月1日から2017年3月31日までの間に妊娠の事実を学校が把握したのは、全日制1,006人、定時制1,092人の合計2,098人であった。「妊娠又は出産を理由として、休学又は転学した生徒について」の質問において、「妊娠した生徒から自発的に休学又は転学を申し出た」とする回答が全日制で79.5%（回答数、以下同様155）、定時制で86.5%（148）となっているが、「生徒又は保護者の意思を確認したところ、引き続き通学することを希望していたが、学校が休学又は転学を勧めた」との回答も全日制で13.3%（26）に上る。妊娠又は出産を理由として、学校が退学を勧めた理由については①母体の状況や育児を行う上での家庭の状況から、学業を継続することが難しい、②本人の学業継続が他の生徒に対する影響が大きい、③学校における支援体制（ハード面、ソフト面）が十分ではなく、本人の安全が確保できないという3点が挙げられている。この調査結果を踏まえ、文部科学省は同年3月29日に「公立の高校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」という通知を出している。要約すると、母体の保護を最優先としつつ教育上必要な配慮を行い、生徒に学業継続の意思がある場合は、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処を行わないこと、生徒が退学を申し出た場合には、当該生徒や保護者の意思確認を十分に行い、休学、全日制から定時制・通信制への転籍及び転学等、学業を継続するための方策について必要な情報提供を行うことである。

本通知が出された翌週の4月2日に立憲民主党の逢坂誠二衆議院より、さらに4月27日には同牧山ひろえ参議員より、本通知にかかる質問注意書が提出された。それに対する政府側の答弁書を読み解くと本通知の意図がより明確に見えてくる。

逢坂誠二氏の質問は以下の3点である<sup>4)</sup>。①退学することの判断の主体が高校となっているが、退学勧告は教育基本法第四条「すべて国民

は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」に反するのではないか。②文部科学省は、高校が安易に退学を勧めないよう全国の教育委員会などに通知を行うのみならず、本人が望めば復学を認めるなどの支援措置のあり方を模索すべきではないか。③教育基本法を尊重し、文部科学省が「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」と考えるのであれば、妊娠中の生徒で、学業を続ける意思がある者については、体育など母体に影響が生じかねないカリキュラムの代替措置を講じるべき、などの要請を全国の教育委員会に行うべきではないか、という内容である。これに対し答弁書では、①個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である、②及び③については、各都道府県教育委員会等から、妊娠した生徒への各学校の対応が適切なものとなるよう、当該各学校への指導をすることを求めている、とした<sup>5)</sup>。

牧山ひろえ氏は、①学業中断による貧困の連鎖を考慮し、文部科学省として「若年妊娠による、望まない学業断念ゼロ」を目指して明確な方針を立てるべきである、②生徒に学業継続の意思がある場合には、「安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わないこと」と明確に記した通知を改めて出すべき、としたが<sup>6)</sup>、これに対し答弁書では、現時点においてそのような通知を発出することは考えていないとしている<sup>7)</sup>。

つまり、通知の趣旨が安易に退学処分等の対処は行わないとしている点は確かであるが、政府側は、同党議員が求める学業継続のための制度的措置を講ずる意思はないのである。あくまでも教育委員会の指導のもとで、個別具体的な状況に即して判断されるべきとしているが、このようなやり方では、生徒が所属する学校長の判断や体制等によって学業継続の可否が左右され、将来的に大きな不利益を被る可能性も否定できない。通知後、「妊娠した生徒の学業継続は以前より改善が見られるという声もある一方で、人知れず退学していく生徒がいるのも事

実」(松岡2021:51)との指摘からも、通知だけでは不十分であると言わざるを得ない状況である。

学校は、性に関する指導を通して予期せぬ妊娠の予防機能を果たすとともに、子どもの権利条約にも明示されているように学習権を保障する場である。したがって、学業継続への取り組みを各学校にゆだねるのではなく、国が生徒の学業継続のための枠組みを明示すべきであると考える。本稿は、このような問題意識のもと、埼玉県・三重県・熊本県の中学校・高等学校から得られた59の妊娠ケースについて、学業継続をめぐる学校の対応と課題、および今後模索すべき支援内容について考察することを目的とした。

## II. 先行研究

若年妊婦の学業継続と支援に関する研究は主に看護学、母子保健学分野で行われており、インタビュー調査等を通して妊娠継続を可能にする状況を明らかにしつつ、若年妊婦への支援のあり方を模索している。

町浦(2000)は、学生の生活は学校が中心であり、妊婦になることではないために、10代で妊娠することは学生にとって特別な状況であること、学校では妊娠して子供を産む場合は即退学という規則は特にないが、一般的な社会規範の影響から学業を続けるとすれば、中絶、妊娠を継続すれば退学というように選択肢が限られているとした。ただし、10代の妊娠は必ずしも望まない妊娠ばかりではないことを考えると、子どもを産みたいという彼女達の志を尊重して、通信教育への切り替え、一時的に休学の制度を設ける等を通して学業の機会を奪わないような支援が必要であると述べている。染谷(2004)は、妊娠した生徒の出産を可能にするサポートを検討し、学業継続とのかかわりについては、本人の健康状態や意思のみで達成できるわけではなく、交際相手の意思や関係性、親や学校側の理解やサポートといった多くの「条件」が必要になる点を指摘した。校長や教員ら管理職が、妊娠・出産した生徒の学業継続の意思を認めることが前提として必要なのである。

石田ら(2018)は、5人の若年母親へインタ

ビュー調査を実施し、妊娠までの決意と学業への思い、10代で妊娠・出産を経験するまでの葛藤の実態を明らかにした。3人は高校中退、2人は高校卒業という結果となったが、妊娠した場合は即退学という規則は特になくとも、多くの場合、妊娠していたことがわかると学校や教師に退学させられるという暗黙の了解が浸透していると指摘する。生徒は妊娠・出産と学業継続の両立が困難であると考え、出産を決意し高校を自主退学するか、卒業まで短期間である場合は、妊娠の事実を学校や周囲に隠すことによりかろうじて卒業できたのである。町浦と染谷による研究から20年あまり経っても、妊娠・出産と学業継続の両立が困難な状況は続いているのである。

落合・杉山(2019)がA県立全日制高等学校養護教諭を対象として行った調査からは、妊娠した高校生に対する支援で困難を経験したケースの大半は、校内環境・体制の整備・調整(教員間の同意、体育実技との調整、他生徒への影響等)であり、これは先述した文部科学省による、高校生の妊娠に関する実態調査において、学校が退学を勧めた理由と共通しているとしている。

一方で、学業継続のための支援や退学後の復学支援について、学校以外の関係機関との連携状況に関する研究はほとんど見当たらない。藤原・小西(2012:68)が、定例の地区養護教諭部会等で日頃から情報交換を行うことにより専門職間のつながりを強化することを述べている程度である。阿部(2015)は10代の未成年の時期に母親となった場合、学業の断念や労働市場で非正規化などの不利が発生しやすいことを指摘している。「子供の貧困対策に関する大綱」(2019:9)においても、高校中退の予防のための取組として、妊娠・出産を機に中退する現状を取り上げ、先述した文部科学省の通知に基づいた配慮の周知徹底が掲げられている。重要なことは、妊娠した生徒の学業継続について生徒、保護者、学校を軸とした個別案件扱いではなく、制度的な枠組みを提示することである。

### Ⅲ. 研究方法

#### 1. 調査対象および調査方法

本調査は、10代の予期せぬ妊娠の予防から妊婦支援までの包括的支援システム構築を目的とし、10代妊婦支援の事例について医療機関の協力を得られる埼玉県・三重県・熊本県を対象としたものである。性教育の現状については、2020年12月6日～2021年1月22日までに、2,646部の調査用紙を小中高に郵送し、435部の回答が得られた。中学校・高等学校を対象とした質問紙には、妊娠と学業継続に関する質問項目を加えていたが、1153部のうち161件のみ返送され、妊娠と学業事例についての回答は59ケースに止まった。回収率が低い要因としては、コロナ禍で業務過重の中、学校現場の多忙さが増し加わっていた状況および、性教育と妊娠という敏感なテーマを扱っていることが影響しているのではないと思われる。

#### 2. 倫理的配慮

本調査は目白大学倫理委員会の承認（受理番号20人-011）を経て実施した。収集する情報に個人を特定できる情報は含まれないが、本調査が埼玉県・三重県・熊本県における10代の妊娠に関する相談内容、性に関する教育の状況、妊娠と学業継続の状況を比較検討する研究の一環として行ったものであるため、調査者は回答した学校情報を把握できる状況である。ただし、収集したデータは各学校が特定できないように集計・分析した。結果の公表については回答校の了承を得られている。

### Ⅳ. 研究結果

まず県ごとの調査票の配布数および回答数は表1のとおりである。

妊娠事例は、過去5年間（2016年4月～調査時の2020年12月末）のもので、生徒が当時所属していた学校を意味する。そのため、アンケート調査時に回答者が所属していた学校と一致しないケースが含まれる。回答者は校長が4名、養護教諭が30名、その他の教諭が9名である。

#### 1. 59事例の概要

下記の表2は、59事例について、生徒が通学していた学校種別、妊娠に至った経緯および出産状況をまとめたものである。

生徒が通学していた学校については中学校が23.7%、高校が76.3%という割合で、妊娠に至った経緯は約9割が交際相手であり、数は少ないが性虐待、レイプ等による妊娠事例もあった。妊娠経過については出産が32（54.2%）件、中絶が24（40.7%）件である。

#### 2. 妊娠前の学習意欲と学業継続の状況

妊娠後の学業継続についてみると、継続38件、中断15件で合計53の回答があった。その内訳は表3のとおりである。

次に、妊娠前の学習意欲の有無と学業継続のクロス集計の結果を示したのが表4である。

学習意欲の有無についてはありが20、なしが18の合計38ケースの回答が得られた。学習意欲ありの20事例のうち出産した人は13人全員が学業継続しており、中絶した人は7人のうち2人が中断している。これは2ケースとも妊娠に至った相手が交際相手ではなく、また学校

表1 質問票の配布数及び回答数（妊娠事例回答数）

区分	回答数/配布数の合計	埼玉県	三重県	熊本県
中学校	116/772(14)	63 / 446(7)	27/157(5)	26 / 169(2)
全日制高等学校	34/245(34)	21/137(16)	8 /56(11)	5 /52(7)
定時制・通信制高等学校	1 /45(8)	1 /23(8)	0 /13(0)	0 / 9 (0)
私立高校	10/91(3)	5 /57(0)	1 /13(1)	4 /21(2)
合計	161/1153(59)	90 /663(31)	36 /239(17)	35/251(11)

表2 学校種別，妊娠に至った経緯および出産状況

◎通学していた学校

	全回答	埼玉県	三重県	熊本県
①中学校	14 (23.7%)	7 (22.6%)	5 (29.4%)	2 (18.2%)
②全日制高等学校	37 (62.7%)	16 (51.6%)	12 (70.6%)	9 (81.8%)
③定時制高等学校	8 (13.6%)	8 (25.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	59	31	17	11

◎妊娠に至った経緯

	全回答	埼玉県	三重県	熊本県
①交際相手	53 (89.8%)	28 (90.3%)	16 (94.1%)	8 (72.7%)
②出会い系サイト	1 (1.7%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③性虐待	2 (3.4%)	1 (3.3%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
④レイプ	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
⑤わからない	2 (3.4%)	1 (3.3%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)
⑥その他	1	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
合計	59	31	17	11

◎出産状況

	全回答	埼玉県	三重県	熊本県
①出産した	32 (54.2%)	15 (48.4%)	10 (58.8%)	7 (63.6%)
②中絶した	24 (40.7%)	13 (41.9%)	7 (41.2%)	4 (36.4%)
③わからない	3 (5.1%)	3 (9.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	59	31	17	11

表3 学業継続または中断の内訳

「継続」の内訳	①産前産後（中絶手術前後）を除き在学を続けた	15（出産7 / 中絶8）
	②休学後の復学	2
	③転校	5
	④休学	1
	⑤卒業	15
	合計	38
「中断」の内訳	①休学の後、自主退学	1
	②すぐに自主退学	14
	合計	15

表4 妊娠前の学習意欲の有無と妊娠後の学業継続状況についてのクロス表

生徒の所属学校	妊娠後の判断	学業状況	学習意欲	
			あり	なし
中学	出産	継続	2	3
		中断	0	1
	中絶	継続	2	1
		中断	0	0
	全体	継続	4	4
		中断	0	1
高校	出産	継続	11	1
		中断	0	4
	中絶	継続	3	7
		中断	2	0
	全体	継続	14	8
		中断	2	4
全体	出産	継続	13	4
		中断	0	5
	中絶	継続	5	8
		中断	2	0
	全体	継続	18	12
		中断	2	5

の対応として明文化されたルールはないが、自主退学となった点が共通していた。落合・杉山（2019）は、養護教諭が経験する中絶後の支援において、体調不良や精神的不安定、体育実技の調整の困難さを挙げている。ただし、養護教諭による支援も生徒の在籍時に限られる。中絶は心身に苦痛を伴い女性の負担が大きい、学校とのつながりが切れてしまう場合、さらにサポートが届きにくい状況におかれることにも目を向ける必要があるだろう。

学習意欲がない17事例については、12人は妊娠後も学業を継続したが、5人は中断という結果となった。石川（2019）は「青少年の性行動全国調査」の結果から、高校生が大学、大学院まで進学を考えている場合に「性交経験なし」が多く、本人が進学先を高校までと考えている場合に、相手との交際を継続していく割合が高いと述べている。本調査において学習意欲がなく、妊娠後学業を中断したケースにおいて

も同様に、進学よりも相手との関係継続を希望している可能性が考えられる。しかし、森田ら（2020）の研究によると、10代で出産した女性の世帯の年間収入は300万未満が28.3%であり、30代で出産した母親8.6%の3倍に上る。妊娠による学業中断はその後の収入差を生み出すことを考えると、学業継続のための体制作りとともに、学業が中断されてもその後の学び直しの機会を整えることは非常に重要な課題である。

### 3. 妊娠に関する学校のルール

妊娠した生徒に関する学校のルールについては、①学校の規則として公開する、②内規として教職員にのみ共有する、③妊娠という文言は使わず、「不純異性交遊」「不適切な行為」などの表現で扱う、④明文化されたルールはないが、自主退学という流れとなる雰囲気がある、⑤妊娠した生徒が何らかの不利益を被る雰囲気

はあまりない、という5項目を設けた。表5は、妊娠に関するこれらの学校のルールと学業継続意向とクロス集計したものである。

①学校の規則として公開するという学校はなく、⑤妊娠した生徒が何らかの不利益を被る雰囲気はあまりない、という回答が22件と最も多かった。一方で、教諭側は不利益を被る雰囲気はあまりないと考えていても、生徒側は学業継続のためには中絶するしかない、または学校をやめるしかないと思っている場合があり、中絶したという回答を合わせると11ケースに上る。つまり、学校側が取り立てて退学等の処分を考えているわけでもなく、生徒の側は「出産と学業継続の両立は不可能である」と認識し

ており、自らそのいずれかをあきらめていることを示している。これは妊娠した生徒が自分の学習権を保障された権利として認識していないこと、さらに出産しても学業が継続できる環境が整っていないと考えていることを如実に示す結果なのである。このような認識のギャップは、安倍前首相の答弁書でいう、教育委員会の指導のもとで、個別具体的な状況に即して判断されるだけでは解決が望めない問題である。国が生徒の学業継続のための枠組みを明示することにより、生徒自身が学習権について自ら主張できる権利として認識できるようになるとと思われる。

表5 学業継続意向と妊娠に関する学校の規制状況

事例_学業継続意向	②内規として教職員にのみ共有	③妊娠という文言は使わず、「不純異性交遊」「不適切な行為」と表現	④明文化されたルールはないが、自主退学という流れとなる雰囲気がある	⑤妊娠した生徒が何らかの不利益を被る雰囲気はあまりない	⑥その他
①どうしたらいいかわからないという状況であった	2		4	2	1
②学業継続のためには中絶するしかないと思っていた	1		1	6	
③子どもを産みたいから学校はやめるしかないと思っていた		1	4	3	
④妊娠したが学業は継続していきたいと思っていた		1	7	7	3
⑤妊娠と学業を継続していきたいと思っていたが、その後考えが変わり中絶した				2	
⑥親に知られたら学校を続けられなくなると思っていた					
⑦学校に知られたら退学させられると思っていた					1
⑧学業継続についてどのように考えていたかは把握していない	2		1		
⑨その他				2	
回答数	5	2	17	22	5

#### 4. 妊娠事例に対応した連携先

各妊娠事例の連携状況については表6のような結果となった（未回答の3ケースは対象外）。

出産、中絶共に大半のケースが保護者との連携にとどまっており、学校関係者、医療、福祉関係機関との連携が数件みられる程度である。生徒の妊娠についてはほぼ保護者にその対応が任されている状況なのである。校内の状況については、本調査が外部機関を対象としているため十分把握することはできていないが、自由記載に寄せられた意見は以下のとおりである。

- ・妊娠して学校生活を送るのは、体制的にも本人のメンタルの面でも現実的には非常に厳しい。
- ・中学校の場合、妊娠した生徒が学業を続けていくためには厳しい現状がある。そのため、望まない妊娠で苦しまないための性の学習を実施しているが、学習だけでは限界があると感じる。
- ・学校の環境が妊婦にとって安全でないため、妊婦本人とほかの生徒の心身の安全安心を得

るためには、現在の学校体制では厳しい。3年での卒業は難しく教育課程の変化も必要であり、看護師や医師の定期的な巡回等、課題は多い。出産直前まで学校生活を続けるのは難しく、定時制や通信制への転学が良いと考える。

- ・学校生活を継続するには本人の意思のみではどうしようもないことがたくさんある。妊娠、出産、産後、母子の健康を考えると、どうしても留年の可能性が高くなり、本人への精神的負担は大きいと思う。通信制高校へ転校し、家族や福祉サービスのサポートを受けながら自立へ向けた道を歩んでいくのが現実的という考えになってしまう。
- ・今は生徒のニーズ（権利）に対してきめ細かな対応が求められる時代のため、できることは対応していきたいと個人的には感じるが、出産を経験した生徒自身が学業と母親業の両立に難しさを感じて退学を選ぶケースが多いのではないかと感じる。
- ・学校でできる支援は限られている。周りの環

表6 妊娠事例の連携先の状況（複数回答）

連携先	出産	中絶	高校（事例）		中学（事例）	
			出産	中絶	出産	中絶
①保護者	23	14	17	9	6	5
②他の学校の教諭	6	4	4	4	2	0
③医療機関	6	3	3	2	3	1
④保健所	3	0	0	0	3	0
⑤児童相談所	2	1	1	0	1	1
⑥福祉事務所	0	0	0	0	0	0
⑦子育て世代包括支援センター	2	0	2	0	0	0
⑧子育て支援のNPO法人	0	0	0	0	0	0
⑨若者支援のNPO法人	0	0	0	0	0	0
⑩妊娠相談窓口	4	1	4	1	0	0
⑪乳児院	0	0	0	0	0	0
⑫母子生活支援施設	0	0	0	0	0	0
⑬その他	6	5	4	5	2	0
⑭特になし	2	3	2	3	0	0
回答者数	32	24	26	19	6	5



境がよりよいものになっていくことを願う。

文科省の通知では、当該生徒及び保護者と一  
緒に校内等で十分な支援を行うことが求められ  
ているが、そもそも学校という場合は生徒の妊娠  
を想定していないため、校内での対応には限界  
があるという認識なのである。この点は、文部科  
学省が行った実態調査において、学校が退学を  
勧めた理由とも共通しており、学校の個別対応  
で妊娠した生徒の支援を考えることは難しいと  
いう前提に立つべきであろう。学業継続という  
面だけを考えれば、定時制や通信制への転校は  
重要な選択肢となるが、一方で、学びの環境は大  
きく変わることとなり、転校をしても学びが途  
切れてしまう可能性は十分考えられる。したが  
って、学びの継続性をどのように担保するか、  
そのフォローはどの機関の誰が担うのかなどと  
いうより具体的な体制づくりが必要である。

5. 「産後自立に必要なこと」および「妊娠中か  
ら産後までのサポートに適している機関」

下記の表7は、産後の自立に必要な要素につ  
いての回答を示したものである。「事例回答あ  
り」と「事例回答なし」の区分ごとの各選択肢  
で、比率の高いものから優先順位を示した。

「事例回答あり」および「事例回答なし」のど  
ちらにおいても、産後自立に必要なこととして  
家族のサポートと本人の努力が最も重要視され

ており、次いで学校側のサポート、市区町村の  
母子保健サービスの順になっている。事例回答  
の有無で分けてみると、優先順位はおおむね変  
わらないが、「事例回答あり」の場合は、家族の  
サポートが97.7%、学校側のサポートが62.8%  
となっており約35%の開きがあるのに対して、  
「事例回答なし」ではその差は10%に満たない。  
おそらく「事例回答あり」では、実際の経験が  
あるからこそ、学校側のサポートの必要性を感じ  
つつも、同時に対応の難しさも感じているた  
めではないかと思われる。

家族のサポートは最も高い割合を占めている  
が、自由回答からは親になるには経済的、精神  
的、社会的な自立が必要であり、未成年である  
生徒の親として共に子どもを育てていく覚悟が  
あるかが重要であると述べられているなど、未  
成年者である生徒の保護者がどのようなスタ  
ンスにあるのが重視されていた。ほかにも、親  
からではなく、教員から関係機関につなげるこ  
とへの迷いや、命にかかわることに学校が介入  
することへの疑問の声も寄せられている。この  
ような教員の悩みや葛藤も、まずは保護者との  
連携を重視する結果をもたらしていると言え  
よう。一方で、経済的に困窮していて生徒が家計  
を支えている場合や、親に知られることに恐怖  
を抱いているなど、必ずしも保護者のサポート  
を期待できるわけではない点に留意する必要が

表7 産後自立に必要な要素（複数回答）

産後自立に必要なこと	事例回答あり		事例回答なし		全体	
	回答 (比率)	優先 順位	回答 (比率)	優先 順位	回答 (比率)	優先 順位
①本人の努力	37(86.0%)	2	65(87.8%)	2	102(87.2%)	2
②学校側のサポート	27(62.8%)	3	63(85.1%)	3	90(76.9%)	3
③家族のサポート	42(97.7%)	1	70(94.6%)	1	112(95.7%)	1
④定時制高校への転校	11(25.6%)	6	12(16.2%)	8	23(19.7%)	8
⑤市町村の福祉サービス	14(32.6%)	5	46(62.2%)	5	60(51.3%)	5
⑥市町村の母子保健サービス	18(41.9%)	4	52(70.3%)	4	70(59.8%)	4
⑦妊娠した10代対象のフリースクール	8(18.6%)	8	19(25.7%)	7	27(23.1%)	7
⑧学業が中断されない法的根拠	10(23.3%)	7	29(39.2%)	6	39(33.3%)	6
⑨その他	4(9.3%)	9	3(4.1%)	9	7(6.0%)	9
回答者数	43		74		117	

ある。

本人の努力が上位を占めているのは、妊娠前に学習意欲があるケースのほうが学業を継続している傾向があり、こういった点が教員側の「本人の努力が重要」と認識する一因となっている可能性がある。一方、学習意欲が低下している状態で妊娠した場合、学業継続に向けて本人の努力だけに期待するのは難しい。生徒の意思に基づいた自主退学とは、すでに学習意欲が低下しているケースが多く含まれているのではないかと推察される。

次に、⑥市町村の母子保健サービス、⑤市町村の福祉サービスと続くが、学業に関連する④定時制高校への転校、⑦妊娠した10代対象のフリースクール、⑧学業が中断されない法的根拠という選択肢の回答率はそれほど高くない。とくに④定時制高校への転校については、文部科学省の通知においても学業の継続のための方法として掲げられているが、2016年度の定時制生徒の卒業後の就業状況は、正社員2.2%、パート等46.2%、無職50.8%となっており<sup>8)</sup>、本人の自立を考えるうえで定時制・通信制高校への転校がそれほど有効とは認識されていないためではないだろうか。また、⑧学業が中断されない法的根拠の回答率の低さにも注目したい。これは、たとえ学業が中断されない法的根拠ができたとしても、そのことをもって直ちに現場で対応できるとは限らないと認識されているためであると解釈できよう。したがって、法的根拠を設ける場合は、現場の教育内容や安全安心を守るための装置などについて、ある程度具体的な指針等が盛り込まれる必要があると考える。

次は妊娠中から産後までのサポートに適している機関についてである。

ここでは、妊娠中から産後までのサポートに適している機関として②医療機関が最も高い結果となったが、この回答は、学校側は妊娠した生徒が通うのには適切な環境でないという意見を鑑みると、医療機関であれば医療面のケアの点で安心できるという意味と捉えることができる。全体の優先順位で見ると、②医療機関の次に⑤市町村の母子保健サービス窓口、④市町村の福祉サービス窓口がきている。前田（2018）が三重県の高校の養護教諭を対象として行った

調査結果においても、養護教諭が連携を考える機関として医療機関、市町村の母子保健の窓口、市町村の福祉の窓口という順となっており、本調査の結果と一致している。

学業が中断されないようにするためには、本人と保護者、学校の三者だけに頼らない体制を整える必要があるが、その際に、医療機関、市町村の母子保健の窓口、市町村の福祉の窓口との連携の具体化に向けて知見を蓄積していく必要がある。産前・産後母子支援事業を行っている母子生活支援施設において学業継続支援を行うことも考えられる<sup>10)</sup>。他にも、NPO法人が受け皿となり、学校と教育委員会と連携して10代への教育を担う方法もある。すでに学校側が保持している学業継続支援の事例を集めて、そのノウハウを共有することも有効であると思われる。

## V. 考察

IV章でみてきた結果は、①妊娠した生徒の学業継続は、妊娠前の本人の学業意欲の有無および保護者の意向等の影響を大きく受けている、②学校側が認識している以上に、生徒側は学校が設けている妊娠した生徒への規則を厳しいものと認識している、③妊娠した事例で関係機関との連携はほとんど見られないという3点に要約できる。本人が学業継続の意思があり、保護者がそれを支えることができるかが最も重要な要素となるのである。I章で述べた文部科学省の調査で、「全ての期間通学」に該当する生徒は778ケースに上り、学校は教職員間での妊娠、出産の事実の情報共有、体育等実技を伴う教育活動への配慮、保護者やかかりつけの病院と緊急時の対応について確認を行う、といった配慮をしていたが、まずその前提として、本人と保護者の学業継続への意思が固く、その要望に基づいて学校側が教育活動の配慮を行っていたものと推察される。しかし、このような状況は、普遍的な権利である子どもの学習権保障が、個別対応に依拠しており、環境が整わない子どもほど不利な状況になることが容認されていると言わざるを得ない。

今後は国が学業継続のための枠組みを設けることとともに、学校以外の関係機関との連携お

表8 妊娠中から産後までのサポートに適している機関<sup>9)</sup> (複数回答)

妊娠中から産後までのサポート に適している機関	事例回答あり		事例回答なし		全体	
	回答 (比率)	優先 順位	回答 (比率)	優先 順位	回答 (比率)	優先 順位
①学校	15(35.7%)	7	42(57.5%)	3	57(49.6%)	5
②医療機関	32(76.2%)	1	61(83.6%)	1	93(80.9%)	1
③保健所	15(35.7%)	7	32(43.8%)	7	47(40.9%)	7
④市町村の福祉サービス窓口	20(47.6%)	3	40(54.8%)	4	60(52.2%)	3
⑤市町村の母子保健サービス窓口	25(59.5%)	2	56(76.7%)	2	81(70.4%)	2
⑥子育て支援の NPO 法人	16(38.1%)	6	28(38.4%)	8	44(38.3%)	8
⑦若者支援の NPO 法人	10(23.8%)	11	18(24.7%)	11	28(24.3%)	11
⑧妊娠相談窓口	19(45.2%)	4	40(54.8%)	4	59(51.3%)	4
⑨乳児院や母子生活支援施設	13(31.0%)	9	24(32.9%)	9	37(32.2%)	9
⑩子育て世代包括支援センター	17(40.5%)	5	33(45.2%)	6	50(43.5%)	6
⑪住居、教育、職業訓練、子育て支援を兼ね備えた施設	11(26.2%)	10	20(27.4%)	10	31(27.0%)	10
⑫関係者が集まって機関を立ち上げる	1(2.4%)	12	7(9.6%)	12	8(7.0%)	12
⑬その他	1(2.4%)	12	2(2.7%)	13	3(2.6%)	13

よび、拠点となる施設を設置することである。例えば、韓国の妊娠期に入所できる未婚母子生活支援施設に付置されている施設が参考になる。韓国では10代の学生の妊娠が学校に知られた場合、校則により退学処分を受けるため、妊娠の事実を告げずに自主退学となるケースが多かった。しかし、2010年に国家人権委員会より青少年未婚母が教育を受ける権利保障についての勧告が出されたことをきっかけに、青少年未婚母フリースクールの設立が進められ、2023年9月現在全国に15か所のフリースクールがある。フリースクールは生徒の在籍校から教育を委託されるという位置付けであり、取得した単位は在籍校の単位として認められ、在籍校の卒業証明書を受け取ることができる。妊娠した状態で通学が難しい現状を踏まえての解決策となっている(姜2021:111)。日本でも、産前・産後母子支援施設、母子生活支援施設を活用し、自立支援の一環として重点的に学習支援を行う施設を拠点化することが考えられる。

## VI. おわりに

本研究は、埼玉県、三重県、熊本県の中学校・高等学校を対象に実施した妊娠と学業継続に関する59ケースの回答を分析し、学業継続をめぐる学校の対応と課題、および今後模索すべき支援内容について考察することを目的とした。調査結果からは、妊娠した生徒の学業継続は文部科学省の通知が出されてからもなお、生徒と保護者の対応に大きくゆだねられており、学校側自ら体制を整えていくというよりは、基本的に当人たちの状況に応じている様子が浮き彫りになった。生徒と保護者が学業継続について確固たる意志をもって貫く場合は、学業継続の可能性は高くなるが、妊娠前から学習意欲が乏しい状態にある場合、また保護者のサポートもあまり期待できない場合等については、そのまま中断する可能性は高くなる。

文科省の通知において、安易に退学処分等の対応は行わないとされた点は一步前進であると言えるが、国会の答弁書からも明らかのように、国が具体的な拘束力をもつ枠組みを作る意向は見受けられない。しかし、個別対応だけで

は、生徒の学習権は保障されない。重要なのは、生徒本人と保護者、学校側の対応に大きく依拠する状況からの脱却を目指し、学業継続のための指針を国が明確に示すことである。国として子どもの権利条約にも掲げられている学習権を保障する姿勢が求められる。

本調査はケース数が限られていることもあり、出産と中絶ケースを分けて十分な考察を行うことはできなかった。また、教諭側の回答に基づいた結果であることから、生徒本人の意思把握にも課題が残る。本調査で得られたケースは学校側が妊娠を把握できていたケースであることから、すでに退学している事例や、学校に告げずに自主退学した事例についても併せて検討することが求められる。今後は、これらの残された課題に取り組みつつ、学校以外の具体的な支援策について考察していく予定である。

## 付記

本研究は、JSPS 科学研究費補助金基盤研究C「学校・相談所・医療機関の協働による10代の予期せぬ妊娠予防から産後までの支援構築」(18K02107)を受けて実施し、その成果の一部をまとめたものである。

## 謝辞

ご多忙の中、調査にご協力くださった学校の関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

## 【注】

- 1) 産経新聞 (2016.6.15)「妊娠中の高3女子生徒に体育の授業を要求 京都の高校、休学勧める」(<https://www.sankei.com/west/amp/160615/wst1606150040-a.html>, 2021.6.5).
- 2) 産経新聞 (2016.6.16)「妊娠に高校休学前提、京都府教委『説明不足だった』」(<https://www.sankei.com/article/20160616-SQWWQP3L6VPI3FVVVBOZKFEOL4/>, 2021.6.5).
- 3) 産経新聞 (2016.6.15) 前掲注1).
- 4) 逢坂誠二 (2018.4.2)「学校が妊娠を理由として生徒に退学を勧めることに関する質問主意書」(提出質問第一九四号) ([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_)

[shitsumon.nsf/html/shitsumon/a196194.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/a196194.htm), 2021.10.17).

- 5) 内閣総理大臣安倍晋三 (2018.4.10)「衆議院議員逢坂誠二君提出学校が妊娠を理由として生徒に退学を勧めることに関する質問に対する答弁書」(受領答弁第一九四号) ([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b196194.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b196194.htm), 2021.10.17).
- 6) 牧山ひろえ (2018.4.27)「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果に関する質問主意書」(質問第八七号) (<https://www.sangiin.go.jp/apanese/joho1/kousei/syuisyo/196/syuh/s196087.htm>, 2021.10.17).
- 7) 内閣総理大臣安倍晋三 (2018.5.11)「参議院議員牧山ひろえ君提出公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果に関する質問に対する答弁書」(<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/196/touh/t196087.htm>, 2021.10.17).
- 8) 文部科学省 (2021.8.30)「高等学校教育の現状について」による。
- 9) ⑩住居、教育、職業訓練、子育て支援を兼ね備えた施設は、韓国の事例を参考にしたものである。24歳までの青少年の未婚の母が入所できる施設に、妊婦のためのフリースクールが設置され、学習継続支援を行なっている。
- 10) 福岡市にある産前・産後母子支援センターの「ここもティエ」は妊娠期から自立支援までを視野に入れて事業を展開しており、このような取り組みを行っている施設を拠点とし、学業継続支援を行うことが期待できる。

## 【文献】

- 阿部彩 (2015)「第3章絡み合うリスクと子どもへの影響：婚前妊娠、若年出産、離婚」労働政策研究・研修機構『子育て世帯のウェルビーイングー母親と子どもを中心に』JILPT資料シリーズ146, 45-67. ([https://www.jil.go.jp/institute/siryō/2015/documents/0146\\_03.pdf](https://www.jil.go.jp/institute/siryō/2015/documents/0146_03.pdf), 2020.8.30).
- 石川由香里 (2019)「第2章青少年の性規範・性意識からみる分極化現象」日本性教育協会編『「若者の性」白書—第8回青少年の性行動全国調査報告』小学館.

- 石川奈那・吉中希子・小野川文子（2018）「若年女性の妊娠と出産の実態：10代で妊娠・出産した女性たちの語りから」『道北福祉』9, 1-16.
- 藤原瑞穂・小西かおる（2012）「在学したまま妊娠を継続する女子高校生の心理についてのエスノグラフィー—学校と地域の専門職への面接調査から—」『日本健康相談活動学会誌』7, 61-70.
- 姜恩和（2021）「韓国予期せぬ妊娠をした女性への支援—未婚母支援から養育支援・子どもの権利保障へ」佐藤拓代編『見えない妊娠クライシス』かもがわ出版.
- 前田香穂里（2018）「公開シンポジウム：妊娠を他者に知られたくない女性への支援—高校生の妊娠に関して学校における対応」日本子ども虐待防止学会第24回学術集会おかやま大会. 発表資料.
- 町浦美智子（2000）「社会的な視点からみた十代妊娠—十代妊婦への面接調査から—」『母性衛生』41（1）, 24-31.
- 松岡典子（2021）「誰にも相談できない妊娠に悩む少女たち」佐藤拓代編『見えない妊娠クライシス』かもがわ出版.
- 文部科学省（2018.3.29）「公立の高等学校（全日制及び定時制）における妊娠を理由とした退学に係る実態把握結果」  
 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/\\_icsFiles/afieldfile/2018/11/16/1411217\\_001\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/11/16/1411217_001_1.pdf), 2021.3.10).
- 文部科学省（2018.3.29）「公立の高校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）」29初児生第1791号.  
 ([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1411217.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1411217.htm), 2021.3.10).
- 森田明美（2020）『10代で出産した女性の子育てとキャリアに関する調査報告書』2016～2019年度科学研究費助成事業基盤研究（B）
- 内閣府（2019）「子供の貧困対策に関する大綱」  
 (<https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf2021.4.23>)
- 落合賀津子・杉山尚子（2019）「妊娠した高校生に対する支援の現状と課題—首都圏のA県立全日制高等学校養護教諭を対象とした質問紙調査より—」『北里大学教職課程センター教育研究』5, 3-18.
- 染谷泰代（2004）「若年出産と学業継続」『教育福祉研究』10（1）, 91-100.